

令和7年第4回定例会

## 都市建設常任委員会会議概要

委員長 渡部伸広

副委員長 里村誠悦

**1 開催日時** 令和7年12月11日（木曜日）午前10時20分～午前10時31分

**2 開催場所** 第4委員会室

**3 審査案件**

議案第191号 市道の路線の廃止について

議案第192号 市道の路線の認定について

**4 報告案件**

(1) 事故の報告について

(2) 12月8日に発生した青森県東方沖地震に伴う牛館地区の漏水について

**○出席委員**

委員長 渡部伸広

委員木戸喜美男

副委員長 里村誠悦

委員工藤健

委員赤平勇人

委員長谷川章悦

委員中村美津緒

委員花田明仁

**○欠席委員**

なし

**○説明のため出席した者の職氏名**

企業局長 舘山新

都市整備部次長 櫻田文明

都市整備部長 中井諒介

水道部次長 川上連太郎

都市整備部理事 土岐政温

水道部参事 森田新

水道部長 舘山公

都市政策課長 武田泰孝

交通部長 高野雅子

関係課長等

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査 石田彩美

議事調査課主事 笹雄貴

○渡部伸広委員長 ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案2件について、ただいまから審査いたします。

議案第191号「市道の路線の廃止について」及び議案第192号「市道の路線の認定について」は、内容に関連があることから、一括議題とし、採決につきましても一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査及び採決につきましては一括で審査・採決することに決しました。

両案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 議案第191号「市道の路線の廃止について」及び議案第192号「市道の路線の認定について」は関連がございますので、一括して御説明いたします。

初めに、路線の認定を行う目的について、御説明します。

路線の認定は、道路法上の道路として道路管理者を明確にするとともに、適正に維持管理をするために行うものであり、道路法第8条第2項の規定により路線を認定しようとする場合は、議会の議決を経なければならないことになっております。

また、既に認定した路線については、当該路線に代わる路線を新たに認定しようとする場合や、当該路線を利用する必要がなくなった場合には、当該路線を廃止することができることになっており、この場合においても、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経なければならないことになっております。

それでは、資料に基づいて、順次御説明いたします。

資料1の1ページを御覧ください。

市道の路線の廃止についてであります。概要に記載のとおり、廃止しようとする路線は14路線であり、延長が3453.2メートル、面積が1万1237平方メートルとなっております。

これらの廃止の主な理由については、路線がなくなるというものではなく、市に対して道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属などにより、既存路線の道路延長に変更が生じたことから、一旦路線を廃止し、改めて新たな路線として認定しようとするものであります。

廃止する理由の内訳は、下段の表に記載のとおり、寄附によるものが3路線、開発行為に伴う帰属によるものが1路線、その他として、道路法の適用を受けない道路の調査・測量業務の成果により道路延長を変更するものが1路線、青森県の圃場整備事業で田や水路等が改良されたことによるものが9路線の計14路線となっております。

資料1の2ページ目以降は、今回廃止しようとする14路線の廃止路線図であり、廃止しようとする路線は黒で表示しております。また、参考までに認定しようとする路線を赤で表示しております。

それでは、今回廃止しようとする14路線のうち、主な路線について、抜粋して御説明します。

資料1の2ページ、廃止路線図1を御覧ください。

図面の黒い線で表記している既存の市道A6-16 篠田三丁目16号線及びA6-17 篠田三丁目17号線を一旦廃止し、新たに寄附を受けた部分を含めてA6-36 篠田三丁目36号線及びA6-37 篠田三丁目37号線として認定しようとするものであります。

次に、資料1の6ページの廃止路線図5を御覧ください。

図面の一番東側に黒い線で表記している既存の市道3142 増館1号線を一旦廃止し、青森県の圃場整備事業で田や水路等が改良されたことにより道路用地境界が明確になった部分を含めて3207 増館42号線として認定しようとするものであります。

次に、資料2の1ページを御覧ください。

市道の路線の認定についてであります。概要に記載のとおり、今回認定しようとする路線は26路線であり、延長が4713.2メートル、面積が2万2289平方メートルとなっております。

これらの26路線については、市に対して道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属などにより新たに認定するものであります。

認定する理由の内訳は、下段の表に記載のとおり、寄附によるものが8路線、開発行為に伴う帰属によるものが7路線、その他として、道路法の適用を受けない道路の調査・測量業務の成果により道路延長を変更するものが1路線、青森県の圃場整備事業で田や水路等が改良されたことによるものが10路線の計26路線となっております。

資料2の2ページ目以降は、今回認定しようとする26路線の認定路線図であり、認定しようとする路線を赤で表示しております。また、参考として廃止しようとする路線を黒で表示しております。

それでは、今回認定しようとする26路線のうち、主な路線について、抜粋して御説明します。

資料2の4ページ、認定路線図3を御覧ください。

当該路線は、開発行為に伴って建設された道路が市に帰属されたため、A76-20 桜川九丁目20号線として認定しようとするものであります。

次に、資料2の9ページの認定路線図8を御覧ください。

当該路線は、図面の黒い線で表記している既存の市道G4-16 大野鳴滝16号線を一旦廃止し、道路法の適用を受けない道路の調査・測量業務の成果により新たに道路用地境界が明確になった部分を含めて道路延長を変更するため、G4-18 大野

鳴滝 18 号線として認定しようとするものであります。

以上、議案第 191 号「市道の路線の廃止について」及び議案第 192 号「市道の路線の認定について」御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願ひいたします。

御説明は以上でございます。

○渡部伸広委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

採決は一括で行います。

議案第 191 号及び議案第 192 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 191 号及び議案第 192 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

○渡部伸広委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 市道の破損に起因して発生した事故 1 件について、資料に基づき、御報告申し上げます。

事故の発生は、令和 7 年 11 月 5 日、午後 8 時 30 分頃に、幸畑字阿部野の市道幸畑団地 84 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の右側前輪のタイヤを損傷したものです。

事故現場については、事故の通報を受け、道路維持課職員がパトロールの上、応急補修をしたところです。

なお、今回の事故については、幸いが人はなく、補償については、市が加入している保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中です。

これまでも、道路破損箇所の早期発見・早期補修については、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しておりますほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様に情報提供の御協力を呼びかけているところであります。今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

報告につきましては、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「12月8日に発生した青森県東方沖地震に伴う牛館地区の漏水について」報告を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 青森県東方沖地震に伴い発生した牛館地区の漏水について御報告いたします。

資料を御覧ください。

12月8日、午後11時15分の青森県東方沖地震発生から約1時間後の9日、午前零時15分頃、牛館地区の住民の方から水道部に電話があり、水の出が悪いとの通報を受けましたことから、施設課職員2名が直ちに現地に向かい調査を行ったところ、午前1時頃に漏水箇所を発見いたしました。

場所は、資料の位置図にありますとおり牛館墓地北側の市道であります。

漏水した水道管は、昭和60年度に布設した口径50ミリメートルの塩化ビニル管で、道路から水が湧き出ている状況がありました。漏水の原因につきましては、地震の振動により、水道管を接続している継ぎ手の部分から管が抜けかけたものと想定しております。

水道部では、午前2時40分頃から修繕工事を開始し、午前7時20分に修繕工事を完了いたしました。この漏水により、牛館地区の約20世帯で断減水がありましたが、深夜からの作業で朝には解消したため、市民生活への影響は最小限に抑えられたものと考えております。

水道部では引き続き、漏水対策、水道管の耐震化を進め、災害に強い強靭で持続可能な水道の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 先日、油川字岡田でも漏水があって、今回は地震に伴い牛館で漏水があったということなんですが、油川字岡田のときも聞いたように、年数が結構たっているような老朽管などの点検と言いましょうか——地震後のそういうものの必要性というのは、いかがなんでしょうか。

○渡部伸広委員長 水道部長。

○館山公水道部長 管そのものは道路の下ですので、全てを見るというのは難しいんですけども、水管橋ですとか、ある程度目視で確認できるところはパトロールをして、全て異常がないことを確認しているのと、横内の浄水場で配水量を監視しているシステムがありますので、水量に異常があれば、そちらで探知できるということで、今のところはこれ以外の異常はないところであります。

[赤平勇人委員 「了解です」と呼ぶ]

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡部伸広委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡部伸広委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )